

## 大口定期貯金規定

1～2. (省略)

## 3. (利息)

(1)～(2) (省略)

(3) 第4条第1項により満期日前に解約する場合および第4条第5項の規定により解約する場合には、その利息(以下、「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下、「預入日数」といいます。)および次の①および②の算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、②の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうちいずれか低い利率によって計算し、この貯金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

① 次の預入期間に応じた算式により計算した利率

A 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合

a	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×20%
c	1年以上1年6か月未満	約定利率×30%
d	1年6か月以上2年未満	約定利率×40%
e	2年以上2年6か月未満	約定利率×50%
f	2年6か月以上3年未満	約定利率×70%

B 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合

a	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×10%
c	1年以上1年6か月未満	約定利率×20%
d	1年6か月以上2年未満	約定利率×30%
e	2年以上2年6か月未満	約定利率×40%
f	2年6か月以上3年未満	約定利率×50%
g	3年以上4年未満	約定利率×70%

C 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の場合

a	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×10%
c	1年以上1年6か月未満	約定利率×20%
d	1年6か月以上2年未満	約定利率×30%
e	2年以上2年6か月未満	約定利率×40%
f	2年6か月以上3年未満	約定利率×50%
g	3年以上4年未満	約定利率×60%
h	4年以上5年未満	約定利率×70%

D 預入日の5年後の応当日の翌日から預入日の7年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の場合

a	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×10%
c	1年以上1年6か月未満	約定利率×20%
d	1年6か月以上2年未満	約定利率×30%

## 大口定期貯金規定

1～2. (同左)

## 3. (利息)

(1)～(2) (同左)

(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合および第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息(以下、「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下、「預入日数」といいます。)および次の①および②の算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、②の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうちいずれか低い利率によって計算し、この貯金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。

① 次の預入期間に応じた算式により計算した利率

A 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合

a	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×20%
c	1年以上1年6か月未満	約定利率×30%
d	1年6か月以上2年未満	約定利率×40%
e	2年以上2年6か月未満	約定利率×50%
f	2年6か月以上3年未満	約定利率×70%

B 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合

a	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×10%
c	1年以上1年6か月未満	約定利率×20%
d	1年6か月以上2年未満	約定利率×30%
e	2年以上2年6か月未満	約定利率×40%
f	2年6か月以上3年未満	約定利率×50%
g	3年以上4年未満	約定利率×70%

C 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の場合

a	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×10%
c	1年以上1年6か月未満	約定利率×20%
d	1年6か月以上2年未満	約定利率×30%
e	2年以上2年6か月未満	約定利率×40%
f	2年6か月以上3年未満	約定利率×50%
g	3年以上4年未満	約定利率×60%
h	4年以上5年未満	約定利率×70%

D 預入日の5年後の応当日の翌日から預入日の7年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の場合

a	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×10%
c	1年以上1年6か月未満	約定利率×20%
d	1年6か月以上2年未満	約定利率×30%

e	2年以上2年6か月未満	約定利率×40%
f	2年6か月以上3年未満	約定利率×50%
g	3年以上4年未満	約定利率×60%
h	4年以上5年未満	約定利率×70%
i	5年以上6年未満	約定利率×80%
j	6年以上7年未満	約定利率×90%
E	預入日の7年後の応当日の翌日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の場合	
a	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×10%
c	1年以上1年6か月未満	約定利率×10%
d	1年6か月以上2年未満	約定利率×10%
e	2年以上2年6か月未満	約定利率×20%
f	2年6か月以上3年未満	約定利率×20%
g	3年以上4年未満	約定利率×30%
h	4年以上5年未満	約定利率×40%
i	5年以上6年未満	約定利率×50%
j	6年以上7年未満	約定利率×60%
k	7年以上8年未満	約定利率×70%
l	8年以上9年未満	約定利率×80%
m	9年以上10年未満	約定利率×90%

②

$$\text{約定利率} = \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書（通帳）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。

(4) (省略)

## 4. (貯金の解約、書替継続)

(1) この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。

(3) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

(4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

(5) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。

① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

e	2年以上2年6か月未満	約定利率×40%
f	2年6か月以上3年未満	約定利率×50%
g	3年以上4年未満	約定利率×60%
h	4年以上5年未満	約定利率×70%
i	5年以上6年未満	約定利率×80%
j	6年以上7年未満	約定利率×90%
E	預入日の7年後の応当日の翌日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の場合	
a	6か月未満	解約日における普通貯金の利率
b	6か月以上1年未満	約定利率×10%
c	1年以上1年6か月未満	約定利率×10%
d	1年6か月以上2年未満	約定利率×10%
e	2年以上2年6か月未満	約定利率×20%
f	2年6か月以上3年未満	約定利率×20%
g	3年以上4年未満	約定利率×30%
h	4年以上5年未満	約定利率×40%
i	5年以上6年未満	約定利率×50%
j	6年以上7年未満	約定利率×60%
k	7年以上8年未満	約定利率×70%
l	8年以上9年未満	約定利率×80%
m	9年以上10年未満	約定利率×90%

②

$$\text{約定利率} = \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書（通帳）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。

(4) (同左)

## 4. (貯金の解約、書替継続)

(追加)

(1) この貯金を自動解約扱い以外の方法で解約または書替継続するときは、当組合所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。

(2) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該貯金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

(3) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

(4) この貯金は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。

① 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合  
 A 暴力団  
 B 暴力団員  
 C 暴力団準構成員  
 D 暴力団関係企業  
 E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等  
 F その他前各号に準ずる者

③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合  
 A 暴力的な要求行為  
 B 法的な責任を超えた不当な要求行為  
 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為  
 D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為  
 E その他前各号に準ずる行為

5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)  
 (1)～(3) (省略)

6. (成年後見人等の届出)  
 (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。貯金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2)～(5) (省略)

7～14. (省略)

15. (規定の変更等)  
 (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上  
(2020年4月1日現在)

② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合  
 A 暴力団  
 B 暴力団員  
 C 暴力団準構成員  
 D 暴力団関係企業  
 E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等  
 F その他前各号に準ずる者

③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合  
 A 暴力的な要求行為  
 B 法的な責任を超えた不当な要求行為  
 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為  
 D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為  
 E その他前各号に準ずる行為

5. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)  
 (1)～(3) (同左)

6. (成年後見人等の届出)  
 (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。(追加)

(2)～(5) (同左)

7～14. (同左)

15. (規定の変更等)  
 (1) (追加) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項 (追加) の変更は、(追加) 公表の際に定める 相当な期間を経過した日 から適用されるものとします。

以上  
(2019年10月1日現在)